

国立大学法人東京農工大学組織運営規則及び国立大学法人東京農工大学理事及び副学長に関する規程の一部改正に伴う関係規則等の整備に関する規程

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成16年4月1日16教規程第72号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

国立大学法人東京農工大学理事の印	総務部総務課長
国立大学法人東京農工大学理事(統括・経営担当)の印	
東京農工大学副学長の印	
東京農工大学副学長(教学統括担当)の印	
国立大学法人東京農工大学理事(研究経営・学術連携担当)の印	教学支援部研究支援課長
国立大学法人東京農工大学理事(研究経営・学術連携担当)の印	教学支援部研究支援課産学連携室長

」

を

「

国立大学法人東京農工大学理事の印	総務部総務課長
東京農工大学副学長の印	総務部総務課長
国立大学法人東京農工大学理事の印	教学支援部研究支援課産学連携室長

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程(平成23年3月28日23規程第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事(統括・経営担当)」を「理事(総務・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(令和元年東京農工大学教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程(平成16年4月7日16経教規程第33号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「理事(企画・人事担当)」を「理事(総務・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則(平成22年3月23日22細則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

理事(統括・経営担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限
-------------	-------------------

」

を

「

理事(統括・経営戦略担当)	事務局長に対し旅行命令を発する権限
---------------	-------------------

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学招へい規程の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学招へい規程(平成22年3月23日22規程第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学寄附により取得する株式等取扱規程の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学寄附により取得する株式等取扱規程(平成20年3月17日20教規程第7号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程(平成20年3月17日20教規程第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学140周年記念会館管理要項の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学140周年記念会館管理要項(平成24年6月27日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「理事（統括・経営担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）」に改める。

第5条第1項中「理事（統括・経営担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）」に改める。

（東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正）

第10条 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程（平成26年東京農工大学教規程第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

第6条第6項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

第7条第2項第1号中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改め、同項第2号中「理事（統括・経営担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）」に改め、同条第3項中「理事（企画・人事担当）」を「前項第1号の理事」に改める。

（ディスティングイッシュトプロフェッサー等の業績評価実施基準の一部改正）

第11条 ディスティングイッシュトプロフェッサー等の業績評価実施基準（平成29年7月1日教員評価機構審議会決定）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

第3条第4項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

（学内施設等に所属する教員（ディスティングイッシュトプロフェッサー及びテニユアトラック教員を除く。）の業績評価実施基準の一部改正）

第12条 学内施設等に所属する教員（ディスティングイッシュトプロフェッサー及びテニユアトラック教員を除く。）の業績評価実施基準（平成29年7月1日教員評価機構審議会決定）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

第4条第2項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項の一部改正）

第13条 国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項（平成29年10月17日）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「理事（企画・人事担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項の一部改正）

第14条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項（平成27年3月2日学長裁定）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「理事（研究経営・学術連携担当）」を「理事（企画・内部統制担当）」に改める。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等不正防止計画推進室設置要項の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等不正防止計画推進室設置要項(平成27年3月2日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 副学長(教学統括担当)

第4条第2項中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等の不正に係る調査等に関する取扱要項の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等の不正に係る調査等に関する取扱要項(平成27年3月2日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改める。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副学長(教学統括担当)

第3条第5項中「第2項第2号及び第3号」を「第2項第3号及び第4号」に改める。
(国立大学法人東京農工大学学長に事故又は欠員があるときの取扱いについての一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学学長に事故又は欠員があるときの取扱いについて(令和4年4月25日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成18年4月19日18教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「理事(統括・経営担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改める。

第19条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程(平成16年4月7日16経教規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「理事(企画・人事担当)又は理事(研究経営・学術連携担当)」を「前条第1項第1号に規定する理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則(平成17年11月21日17経教細則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改め、同項第2号中「理事(統括・経営担当)」を「特命理事」に改める。

第4条第1項中「前条第1項第2号の理事」を「前条第1項第2号の特命理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正)

第21条 国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事(企画・人事担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

第4条第1項中「理事(統括・経営担当)」を「前条第1項第1号の理事」に改める。
(東京農工大学大学院(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第24条 東京農工大学大学院(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程(平成31年東京農工大学教規程第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に、「副学長(教学統括担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正)

第 25 条 東京農工大学遠藤章奨学金規程(令和元年東京農工大学教規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に、「副学長(教学統括担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正)

第 26 条 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程(平成 18 年 2 月 6 日 18 教規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「理事(企画・人事担当)」を「理事(総務・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第 27 条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(総務・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正)

第 28 条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「理事(企画・人事担当)」を「理事(総務・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第 29 条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「理事(企画・内部統制担当)」に改め、同条第 3 項中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「前項第 1 号の理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則の一部改正)

第 30 条 国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則(平成 30 年東京農工大学細則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「理事(研究経営・学術連携担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改める。

第 5 条第 1 項中「理事」を「副学長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第 31 条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成 18 年 3 月 28 日制定)の一部を次のように改正する。

別表 3 中

「

「学長|理事（統括・経営担当）」

を

「学長|理事（総務・人事担当）」

に改める。

（国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項の一部改正）

第 32 条 国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項(平成 28 年 11 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「理事（企画・人事担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）」に改める。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領の一部改正）

第 33 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領(平成 28 年 4 月 1 日学長決裁)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「理事（企画・人事担当）」を「理事（総務・人事担当）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項の一部改正）

第 34 条 国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項(平成 19 年 10 月 10 日制定)の一部を次のように改正する。

第 4 項第 2 号の表中

「

ウ 報道機関への情報提供は、理事（企画・人事担当）及び総務部企画課が所管部署及び総務部総務課長と密接な連絡を取りながら行う。

」

を

「

ウ 報道機関への情報提供は、理事（統括・経営戦略担当）及び総務部企画課が所管部署及び総務部総務課長と密接な連絡を取りながら行う。

」

に改める。

（国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項の一部改正）

第 35 条 国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項(令和元年 10 月 16 日制定)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「理事（統括・経営担当）、理事（企画・人事担当）、理事（研究経営・学術連携担当）」を「理事（統括・経営戦略担当）、理事（総務・人事担当）」に改める。

（国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正）

第 36 条 国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則(平成 17 年 3 月 23 日 17 経教細則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「副学長」を「理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正)

第 37 条 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則(平成 17 年 3 月 23 日 17 経教細則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「副学長」を「理事」に改める。

第 4 条中「副学長」を「理事」に改める。

第 7 条第 2 項中「副学長」を「理事」に改める。

別表中

「

情報公開審査会	1) 情報を担当する副学長
個人情報保護審査会	1) 情報を担当する副学長

」

を

「

情報公開審査会	1) 情報を担当する理事
個人情報保護審査会	1) 情報を担当する理事

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正)

第 38 条 国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程(平成 18 年 12 月 26 日 18 規程第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「副学長(教育担当)」を「情報を担当する理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正)

第 39 条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「副学長」を「理事」に改める。

第 4 条第 1 項中「副学長」を「理事」に改める。

(東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第 40 条 東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程(平成 17 年 2 月 23 日 17 教規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「副学長(教学統括担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(東京農工大学学寮規程の一部改正)

第41条 東京農工大学学寮規程(平成16年4月7日16教規程第16号)の一部を次のように改正する。

第6条中「副学長(教学統括担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正)

第42条 国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程(平成30年東京農工大学経規程第33号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則の一部改正)

第43条 国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則(平成30年東京農工大学細則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事(統括・経営担当)」を「理事(統括・経営戦略担当)」に改め、同条第2項中「理事(統括・経営担当)」を「前項第1号の理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第44条 国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程(平成16年東京農工大学教規程第70号)の一部を次のように改正する。

別図第1の様式を次のように改める。

[別紙参照1]

(国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正)

第45条 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則(令和2年東京農工大学細則第1号)の一部を次のように改正する。

別表3の様式を次のように改める。

施設整備に関する自己点検・評価

[別紙参照2]

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 3 (第 4 条関係)

施設整備に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度
施設整備委員会	理事（統括・経営戦略担当）	1. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか 	毎年度
		2. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか 	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
大学情報委員会	理事（企画・内部統制担当）	1. 情報設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか 	毎年度
図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備が適切に整備されているか。 	毎年度

別表 3 (第 4 条関係)

施設整備に関する自己点検・評価

評価実施主体	評価実施主体の責任者	評価対象事項	評価基準	実施頻度
施設整備委員会	理事（統括・経営戦略担当）	1. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を計画的に整備しているか ・施設・設備について安全性が配慮されているか 	毎年度
		2. 施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されているか 	教育課程に変更があるとき、ただし、前回の認証の受審の時から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに 1 回以上
大学情報委員会	理事（企画・内部統制担当）	1. 情報設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備が適切に整備されているか 	毎年度
図書館商議会	図書館長	1. 図書館設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備が適切に整備されているか。 	毎年度